

## 社会福祉法人米原市社会福祉協議会 職員希望降任規程

### (目的)

第1条 この規程は、職員が病気その他の理由により現に有する職の遂行に支障をきたし、職員自らが降任を希望した場合に、その職員の希望を尊重して降任することにより、今後の意欲向上と心身の健康の保持を図り、もって組織の活性化を図ることを目的とする。

### (対象職員)

第2条 降任を希望することができる職員は、社会福祉法人米原市社会福祉協議会正規職員給与規程（以下「給与規程」という。）に規定する職員のうち、職務の級が3級以上にある職員とする。

### (希望の申出)

第3条 降任を希望する職員は、降任希望申出書（様式第1号）を、事務局長を経由し会長へ提出するものとする。

### (申出の承認)

第4条 会長は、前条の申出書の提出があったときは、降任の適否について判定し、降任を適当と認めるときは、これを承認するものとする。

2 前項の判定において、会長は、職員の希望を最大限尊重するものとする。

### (降任の時期)

第5条 降任の時期は、会長が承認した日以降とする。

### (降任後の給料)

第6条 会長は、降任を承認したときは、当該職員の職務の級を当該職員に適用される給料表の下位の職務の級に降格させるものとする。

2 2級以上下位の職務の級に降格する場合は、それぞれ前項による1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 降任後の給料月額は、前2項の規定により決定した級で、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の号給）の3号給下位の号給を給料月額とする。

### (降任後の昇任)

第7条 降任した職員は、降任の申し出理由が消滅した場合は、降任希望理由消滅申出書（様式第2号）を、事務局長を経由し会長へ提出するものとする。

2 会長は、前項の申出書の提出があった場合は、その内容について判定し、希望降任理由が消滅したと認めるときは、これを承認し、当該職員の昇任について、他の職員と同様に取り扱うものとする。

### (その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附則

この規程は、平成24年1月25日から施行する。

様式第1号

降任希望申出書

年 月 日

会長 様

所属  
氏名

㊟

私は、下記の理由により降任を希望しますので、申し出ます。

記

(希望する職)

(希望する理由)

(事務局長の意見)

事務局長氏名

様式第2号

降 任 希 望 理 由 消 滅 申 出 書

年 月 日

会長 様

所属  
氏名

㊟

私は、下記のとおり降任希望理由が消滅したので、申し出ます。

記

(降任希望理由が消滅したことの説明)

(事務局長の意見)

事務局長 氏名